販売店規約

日本ヒューレット・パッカード株式会社（以下「日本HP」という）と販売店（以下「販売店」という）とは、販売店が、日本HPが提供する製品（以下「HP製品」という）の販売を行なうにあたり、以下の条件に合意します。

第1条　販売店の認定

1. 日本HPは、本規約の発効並びに販売店登録の完了をもって、販売店を本規約に基づくHP製品販売に関する日本HPの「販売店」と認定し、当該認定に基づき、販売店は、「日本HP販売店」と呼称することができます。
2. 販売店は、以下の各号に定める義務を忠実に遂行するものとします。
（1） HP製品販売に最善の努力を払い、販売拡大に全力を尽くすこと。
（2） HP製品販売に必要な知識・技能を取得し、顧客に対するサービス体制を確立すること。
（3） デモ・開発体制等の充実を図り顧客に対するHP製品の紹介に努力をすること。

第2条　関係

販売店は、本規約に関し独立した契約当事者であり、販売店はいかなる目的においても日本HPを代理又は代行する権限を持たないものとします。なお、本規約は、日本HPが販売店に対し、直接の販売を行なうことを表明するものではありません。

第3条　通知

販売店は日本HPに対して、次の事項に関して事前に通知するものとします。
（1） 販売店の商号、本店所在地、代表者及び事業目的の変更、日本HPへの届出上の担当者及びその連絡先の変更。
（2） 合併、解散、事業の全部又は一部の譲渡、貸与、その他資産若しくは事業の状況に著しい変動をきたし、又はきたすおそれのあること。日本HPはこれらの事項の発生を受けて、販売店を再審査する権利を留保します。

第4条　商標

1. 日本HPは、販売店に対して必要に応じて日本HPが指定する標章（商標、ロゴ、商号及び標章を含み、以下「標章」という）を表示する権限を与えることができ、販売店は、HP製品の販売促進の目的でのみ表示することができます。
2. 販売店は、日本HPが要求した場合は、直ちに表示を変更及び使用停止します。
3. 販売店は、全体又は一部に関わらず、HPの商標（例えば、"HP"、"hp"、"Hewlett-Packard"等）を含むいかなるインターネットドメイン名、又は混同を生じる類似のインターネットドメイン名の登録及び使用をしないものとします。

第5条　販売店支援プログラム

1. 日本HPは、販売店の販売活動を支援する為に各種のプログラム（以下「本プログラム」という）を提供します。本プログラムにより提供される支援の詳細は、販売店向けの日本HPウェブサイト及び販売店プログラム規定集（以下併せて「規定集等」）に定めます。
2. 販売店は、最新の規定集等に定める条件に従うことを条件に、本プログラムに参加できるものとします。但し、販売店は、本プログラムの中に参加ができないプログラムがある場合は、その旨をHP パートナーシップ事務局へ事前に通知するものとします。
3. 別段の定めが無い限り、販売店はHP製品を日本国内においてのみ再販することができます。

第6条　記録及び監査

1. 販売店は、日本HPによる本規約又は本プログラム等の履行の確認及びHP製品の安全や使用上の問題解決に関する情報提供の為に、HP製品についての購入及び販売の記録（電磁的記録を含み、以下「本件記録」という）を4年間保持します。本件記録には、販売情報（製品番号、製品名、出荷数量、シリアル番号、顧客名、住所、電話番号、販売日、販売価格、納入先住所）及び購入情報（製品番号、製品名、購入数量、シリアル番号、仕入先名、住所、電話番号、購入日、購入価格）が含まれるものとします。ただし、輸出入及び通関手続きに関する書類については、最初の書類作成日から6年間保持します。
2. 販売店は、本件記録のうち、特定のエンドユーザに対して、特別案件値引を適用したものに関しては、当該エンドユーザに対する納入が証明できる記録を保持します。
3. 日本HPは、HP製品のシリアル番号リスト若しくは製品番号のリストを販売店に提供することによって、販売店から当該シリアル番号若しくは製品番号のHP製品に関する本件記録の提供を要請することができます。
4. 日本HPは、本規約等の履行の確認の為に、販売店に事前に通知のうえ、販売店の業務を妨げない合理的な範囲において販売店の事務所等に立ち入り監査を実施することができ、販売店は、日本HPが本件記録を速やかに閲覧できるように協力します。また、日本HPは立ち入り監査の前に販売店に電磁的方法で本件記録の提出を求めることができます。なお、日本HPが監査を実行する代理人を指定する場合、当該代理人は日本HPと同等の権限を有するものとします。
5. 日本HPは、監査の結果、割引又は各種プログラムに基づき日本HPが販売店に対して支払った金銭に関して、販売店による不適切な請求を発見した場合は、当該請求に起因する割引又は金銭の払い戻し及び監査費用を、監査結果を通知後60日以内に請求するものとします。
6. 本規約が解除又は満了になった場合でも、日本HPの監査の権利は、解除又は満了日から1年間は有効に存続します。

第7条　特別案件値引プログラム

1. 販売店が特別案件値引プログラムに参加する場合、規定集等の定めの他、以下の各項が適用されます。
2. 特別価格は、日本HPが承認した特定案件内容と一致した取引にのみ適用されます。日本HPは、販売店が当該承認に基づいた注文を販売特約店（日本HPとHP販売特約店契約を締結し、販売店にHP製品を再販する法人をいう、以下同じ）から承諾される前においてはいつでも書面による通知をもって当該承認を取り消すことができます。
3. 日本HPは、特別案件値引が日本HPの承認により特定された案件内容と一致しているか独自に調査することができます。販売店は、当該案件内容と一致しない取引を行なった場合、日本HPが提供した割引又は支払った金額を当該案件の申請を経由した販売特約店若しくは日本HPに対して払い戻すことに同意します。
4. 販売店は、日本HPの要請に応じて、エンドユーザ確認の為以下の情報及び資料を直ちに日本HPに提供することに同意します。日本HPは、本項の実施の為に第三者を代理人とすることができ、販売店は、当該代理人に対して情報提供を行ないます。
（1） 販売店から販売特約店への注文書のコピー
（2） エンドユーザから販売店への注文書のコピー
（3） HP製品の製品番号、シリアル番号及び数量を含む記載のある納品書（エンドユーザの受領印があるもの）、請求書又は支払証明書等のエンドユーザへの納品を証明する書面
5. 販売店が本条に違反した場合、日本HPは販売店に対して本条に規定された措置に加え、以下の各号のいずれか又はいずれもの措置をとることができます。
（1） 違反時点で履行途中の特別案件値引の承認若しくは見積りの取り消し。
（2） 特別案件値引プログラムを含む本プログラムへの参加停止。
（3） 当該違反に起因する損害賠償の請求。
6. 本条第3項及び第4項の実施にあたっては、第6条の規定が併せて適用されます。

第8条　機密保持

1. 販売店及び日本HPは、相手方から開示された機密情報を自らの同様の情報を保持するのと同等の注意（ただし、合理的と認められる注意を下回らないものとします）をもって保持、保管し、開示者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示しないものとします。ただし、日本HPは販売店より開示を受けた機密情報を、自己の責任において、本規約の目的の為に必要な範囲内で、HP関連会社に開示することができるものとします。本規約において機密情報とは、販売店及び日本HPが相手方に対して開示の時点で機密である旨明記した情報、及び口頭による開示等、開示の時点で機密である旨明記されない場合でも、開示の際に機密として取り扱われ、開示後30日以内にその内容を記し、かつ機密である旨明記した文書にて提示された情報をいいます。本条の義務は、各々の機密情報の開示の日より2年間継続します。
2. 前項の規定は、次の各号に該当する機密情報には適用しません。
（1） 受領時において、受領者において既に保持していたもの。
（2） 既に公知のもの又は受領者の責めによらずに公知となったもの。
（3） 受領者が第三者より機密保持義務を負わされることなく正当に受け取ったもの。
（4） 開示者が第三者に対し機密保持義務を負わすことなく開示したもの。
（5） 受領者が独自に開発又は知得したもの。
3. 日本HP若しくは販売店の従業員又はこれらの顧客の従業員の個人データの開示を受けた場合、各当事者は、かかる個人データの収集、蓄積、移転、共有又はその他の処理を行なうときには、適用される保護法に従うことに同意します。別途合意がなされない限り、開示されたすべての個人データは、日本HPのウェブサイトに掲載されているプライバシー方針に従ってのみ使用することができます。

第9条　マイクロソフトライセンス販売条件

販売店が、マイクロソフト社製のオペレーションシステム及び／又はアプリケーションソフトウエア（以下「マイクロソフト社製品」という）が予めインストールされた、若しくはバンドルされたHP製品（以下「MS 付きHP製品」という）を販売する場合には、以下の条項が適用となります。

(1) 販売店は、MS 付きHP製品をエンドユーザ又は他の販売店に販売する場合には、the Microsoft Certification of Authenticity（以下「COA」という）と Associated Products Material（以下「APM」という)をHP製品のパッケージに同梱されたままの形で MS 付きHP製品を納入します。販売店はマイクロソフト社製品の価格を MS 付きHP製品の価格から独立させて提示をしてはなりません。APM とは、エンドユーザ用取扱説明書や、リカバリメディア、その他の添付メディアを含みますがこれに限らず、マイクロソフト社製品に添付され、MS 付きHP製品のパッケージに同梱されているものです。

(2) 販売店が他の販売店に MS 付きHP製品を販売する場合には、販売店は当該販売店との間で、当該販売店が COA と APM をHP製品のパッケージに同梱されたままの形で MS 付きHP製品をエンドユーザに販売すること、及びマイクロソフト社製品の価格を MS 付きHP製品の価格から独立させて提示しないことについて合意し、販売店をしてこれを遵守させなければなりません。

(3) 販売店が前2項に違反した場合、マイクロソフト社は日本HPに対して当該販売店に MS 付きHP製品を販売しない旨求める通知（以下「MS 販売中止通知」という）を行なうことがあります。日本HPはマイクロソフト社から MS 販売中止通知を受け取り次第、直ちに当該販売店への MS 付きHP製品の販売を中止します。この場合、日本HPが MS 販売中止通知に従って販売店から既に発注があった MS 付きHP製品の納入を行なわなくとも、日本HPには何ら責任は生じません。

(4) 本条第1項及び第2項で定められた事項が遵守されているかどうかを日本HPが調査する場合、販売店は合理的な範囲で当該調査に協力します。

第10条　輸出管理規制

1. 販売店は、米国及びその他の国の輸出、輸入及びその他の貿易関連の法律及び規定を遵守し、必要な許認可を得ることに同意します。
2. 販売店は、本規約に基づき提供される技術情報、技術支援、これらの技術情報及び技術支援に直接基づくHP製品、ソフトウェア及びソフトウェアのソースコードを、米国及びその他の国によって貿易統制の輸出入禁止、貿易制裁、貿易禁止及び貿易制限の対象とされた特定の国及びその国籍者に対して輸出、再輸出、リリース、供与する場合には、事前に当該国の必要な許認可を得なければならないことに合意します。米国政府によって、貿易統制の輸出入禁止、貿易制裁、貿易禁止及び貿易制限の対象とされた特定の国及びその国籍者は、米国輸出管理規則 Part740 付則 No.1(http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/740spir.pdf を参照)に示された、国別グループ D:1、E:1 及び E:2 に規定する団体及び国を含み、これらに限定されないものとします。
3. 販売店は、事前に米国政府の必要な許認可なしに、いかなるHP製品又は貨物も、アメリカ合衆国輸出管理規則 Part736.2(b)(8)に記載された輸送経由規制の対象となる国を経由しないこと、又は経由させないことに同意します。
4. 販売店は、本規約に基づき日本HPが提供するHP製品及びサービスに関して、技術流用の危険がある企業、個人及び組織との間で契約又はその他の取引を行なわないものとし、米国政府又はその他の国によって貿易制裁、貿易制限及び貿易統制の対象となっている企業、個人及び組織との間で契約及びその他の取引を行なう場合には、当該国の政府の事前の許認可を得なければならないことに同意します。
   なお、販売店は、本条の実効性を確保すべく販売店自身の取引を選別し、販売店の顧客、請負業者、部品供給者、ベンダー、その他販売店とビジネス関係を持つ全ての関係者が、次の各号に該当することがないように、商慣習に照らして合理的な注意を払うものとします。
   (1) 禁止されている大量破壊の為の核、ミサイル、化学兵器又は生物兵器の使用者であること、又は使用に関与すること。(ref. U.S. Export Administration Regulations, Part 744, http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/744.pdf)
   (2) 不法な技術流用の疑いをもたれるような活動又は状況に関与すること。(ref. U.S. Export Administration Regulations, Part 732, Supplement 3, http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/732.pdf).
   (3) 販売店に対し、禁止されているボイコットの条件を受入れるよう要請すること。(ref. U.S. Export Administration Regulations, Part 760, http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/760.pdf).
   (4) 規制又は輸出入禁止対象とされた国に在住すること。(ref. Country Groups E1 and E2, U.S. Export Administration Regulations, Part 740, Supplement 1, http://www.access.gpo.gov/bis/ear/pdf/740spir.pdf).
   (5) 下記の情報リストで、特定の米国貿易制裁又は貿易統制の対象となっていること。
      (a) Denied Persons List;(ref. U.S. Export Administration Regulations, Part 736.b.4, http://www.bis.doc.gov/dpl/Default.shtm); The Entity List (ref. U.S. Export Administration Regulations, Part 744, Supplement No. 4, http://www.bis.doc.gov/Entities/Default.htm); and the Unverified List (ref. U.S. Export Administration Regulations, Part 732, Supplement No. 3, http://www.bis.doc.gov/Enforcement/UnverifiedList/unverified_parties.html) (Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce)
      (b) Specially Designated Nationals and Blocked Parties List (Office of Foreign Assets Control, U.S. Department of Treasury) (ref. U.S. Export Administration Regulations, Part 764, Supplement No. 3, http://www.ustreas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf)
      (c) The List of Debarred Parties; United Nations Security Council Embargoed Persons and Entities (ref. 22 U.S. Code of Federal Regulations 126.7.a and 127.11.a, http://www.pmdtc.org/debar059.htm) (Directorate of Defense Trade Controls, U.S. Department of State)
      (d) Designated foreign terrorist organization (ref. http://www.state.gov/s/ct/list/) (Office of Coordinator for Counterterrorism, U.S. Department of State)
      (e) Parties engaged in prohibited proliferation activities(ref. http://www.state.gov/t/isn/c15231.htm) (Bureau of Nonproliferation, U.S. Department of State)
5. 販売店は、本規約に基づき販売店から日本HPに対し、又は日本HPから販売店に対し提供されるHP製品又はサービスに関連して、米国及びその他の国の輸出当局又は税関から貿易規制に関わる通知及び措置を受けた場合には、日本HPに対し商業上合理的な方法によりその旨を連絡します。当該通知及び措置とは、HP製品又は貨物の留置、押収、召喚状、記録提示の要請及び捜査令状を含み、これに限定されないものとします。
6. 販売店、販売店が販売する販売店又はエンドユーザが米国及びその他の国の輸出、輸入及びその他の貿易関連の法律又は規定に違反していることが判明した場合、日本HPは、販売店との取引を直ちに停止する場合があります。

第11条　有効期間及び登録抹消

1. 本規約の有効期間は、日本HPが販売店による本規約への合意を確認のうえ販売店登録を完了した日から翌年5月末までとします。ただし、販売店が、有効期間満了日までに、日本HPが指示する更新手続きを行なった場合は、更新時における規約を適用のうえ、更に1年間更新されるものとし、以後についても同様とします。
2. 本規約の合意日前に合意した販売店規約については、本規約への合意日をもって終了とします。
3. 日本HP又は販売店は3ヶ月前の書面による通知をもって、いつでも販売店登録の抹消を申し出ることができるものとします。
4. 日本HPは、販売店が本規約の義務に違反したときは、相当な期間を定めて義務の履行を催促し、なお義務が履行されないときは販売店の販売店登録を抹消することができるものとします。
5. 本条又は日本HPと販売店間の合意に基づき、販売店の販売店登録が抹消された時は、販売店は、日本HPの要請に応じ当該抹消を確認する書面を日本HPに提出するものとします。
6. 販売店は、販売店の登録が抹消された場合又は日本HPが要請した場合には、本規約に基づき、日本HPが提供若しくは貸与した販促物(資料、キット、その他の物品を含む)及び日本HPの機密情報を含むすべての資料等を日本HPの指示に従い直ちに日本HPに返還するものとします。この場合、販売店は日本HPが貸与した販促物が通常の使用による損耗を除き破損しているときは、かかる破損について日本HPに弁償するものとします。

第12条　雑則

1. 販売店は、日本HPより事前に書面にて承諾を受けていない限り、本規約の当事者としての権利や義務を第三者に譲渡又は委任することはできません。
2. 本規約に関する一方当事者から相手方への通知は、全て書面、又は日本HPが認める方法による電子情報の送信により行なわれます。
3. 本規約は、本規約発効日において、両当事者間において有効な販売店規約に代わるものとし、本規約にかかる両当事者の取引に関する合意事項の全てです。
4. 販売店は要求されたすべての必要書類を、日本HPに指定された合理的な期限内に日本HPに提供する義務を負うものとします。
5. 販売店は、日本HPが公表するまでは、新製品の情報を機密として扱い、宣伝及び販売活動を行なわないものとします。
6. 本規約の一部が、違法又は無効とされた場合といえども、当該条項以外については引き続き効力を有するものとします。
7. 本規約に関し紛争が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
8. 本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

以上